



社援協発1101第1号
平成30年11月1日

各都道府県

消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

消費生活協同組合業務室長

（公印省略）

消費生活協同組合法施行規則、消費生活協同組合法施行規程及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第130号）、消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第371号）及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第372号）が公布されたところであるが、その主な内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、本省令及び告示の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言である。

記

第一 改正の趣旨及び内容

1 改正の趣旨

（1）税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更

組合の会計は消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第51条の3において、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとされており、基本的には企業会計の基準に準拠した会計処理を行うこととしているところである。先般、企業会計基準委員会は、「税効果会計に係る会計基準」の一部改正を行ったところであり、組合においても同様に消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省令・法務庁令・厚生

省令・農林省令第1号。以下「規則」という。)、消費生活協同組合法施行規程(平成20年厚生労働省告示第139号。以下「規程」という。)及び消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準(平成21年厚生労働省告示第445号。以下「基準」という。)について所要の改正を行う。

(2) 第三分野共済の不確実性への対応

組合において実施している、疾病や傷害を対象として共済金を支払う第三分野共済の共済契約は、医療政策等の外的要因や共済契約者の想定外の行動の影響を受けやすいこと等により、長期的な不確実性を有しているといわれている。

第三分野保険の保険契約についても所要の見直しが行われているところであり、組合の行う共済事業においても、保険における取扱い等を踏まえ検討を進めてきたところである。

今般、第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備える責任準備金の積立等の必要な見直しを行うことで、組合の財務の健全性を確保し、より確実な共済契約者保護を図るため、規則、規程及び基準について所要の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 税効果会計基準の改正に伴う表示区分の変更

繰延税金資産及び繰延税金負債の表示区分について、従来は流動項目と固定項目に区分して表示していたが、改正後は固定項目のみで表示することとなり、繰延税金資産はその他固定資産として、繰延税金負債については固定負債として区分して表示(規則第81条、第82条、第90条、規程第4条の3及び基準第9条関係)。

(2) 第三分野共済の不確実性への対応

- ① 共済事業規約の設定又は変更の認可申請書の添付書類に、第三分野共済の共済契約に関する共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項が共済の数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、共済計理人が確認した結果を記載した意見書を追加(規則第160条関係)。
- ② 通常の見積を超える危険に対応する額として、第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに対応する額を新設(規則第166条の3、規程第4条の4及び第4条の5関係)。
- ③ 異常危険準備金の積立て区分に第三分野共済の共済契約に係る共済リスクに備えるものを新設(規則第179条、規程第6条、第7条及び第8条関係)。
- ④ 共済計理人の選任を要しない組合の要件に、共済契約の更新時において共済掛金その他の契約内容の変更をしないことを約する共済契約であつて共済の数理の

知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないことを追加（規則第190条関係）。

- ⑤ 業務及び財産の状況に関する事項に、第三分野共済の共済契約に係る責任準備金の積立てについて共済計理人による確認の合理性及び妥当性等を追加（規則第209条関係）。
- ⑥ 第三分野共済の共済契約の責任準備金の健全性の確認の基準を新設（基準第7条の2及び第7条の3関係）。

※ 規則の改正については別紙1、規程の改正については別紙2、基準の改正については別紙3参照。

第二 施行期日及び経過措置

1 消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

(1) 公布の日

平成30年10月29日

(2) 施行期日

平成31年3月31日

(3) 経過措置

この省令による改正後の消費生活協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）の経過措置は以下のとおり。

- ・ この省令の施行の際現に消費生活協同組合法施行規則第190条に規定する要件に該当している組合に係る同条の適用については、この省令による新規則第190条第2号の規定にかかわらず、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。
- ・ 施行日から平成32年3月31日までの間に開始する事業年度における新規則別表第3（共済契約に関する指標の項目の第10号の規定に限る。）の規定の適用に当たっては、新規則第209条第1項第3号ハ中「直近の2事業年度」とあるのは、「直近の事業年度」と読み替えることができる。
- ・ 新規則別表第5の規定は、施行日以後に終了する事業年度から適用し、施行日前に終了した事業年度については、なお従前の例による。

2 消費生活協同組合法施行規程の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成30年10月29日

(2) 施行期日

平成31年 3月31日

3 消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準の一部を改正する告示

(1) 公布の日

平成30年10月29日

(2) 施行期日

平成31年 3月31日

以上